

令和7年度定期監査結果報告書（第4次）に基づく措置状況の公表について

1 公表の内容

令和7年度定期監査（第4次）の結果に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について、公表します。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和7年度の定期監査について、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出したところ、同条第14項の規定により改善措置の通知があったので公表します。

是正改善事項 措置状況報告書

企 画 政 策 課

指 摘 事 項 ・ 内 容

(1) 伝票処理について

① コミュニティバス広告掲載費について、コミュニティバスが追突事故により長期間の修繕が必要になった。修繕期間の広告掲載費を無償とする市長決裁までの起案文書があるが、無償期間が2ヶ年にわたり、前年度の無償期間を翌年度で精算している事例が見受けられた。会計年度独立の原則（地方自治法第208条）から、前年度の収入済の広告掲載費は出納閉鎖期間内に返還し、翌年度は翌年度の広告掲載期間に費用を徴収することが望ましいと思われる。

また、出納閉鎖期間が終了していれば歳出の科目を設定し、前年度分の広告掲載費の返還金として返還し、翌年度の収入と精算することは会計年度独立の原則から望ましくない事務処理であると思われる。

・コミュニティバス有料広告掲載関係

事故発生日 令和6年2月20日

広告無償期間（修理期間）

令和6年2月21日～令和6年3月31日 ※令和5年度

令和6年4月1日～令和6年5月28日 ※令和6年度

原 因

御所市コミュニティバス車両広告掲載に関する取扱要綱の改正を行い、無償とする市長決裁を起案したが、会計年度独立の原則についての認識が不足していたことによる。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

以後、同様の事象は発生していないが、課内において会計年度独立の原則についての理解を整理し、複数年度にわたる事務処理については、同原則から逸脱しないよう適正な事務処理を行うよう徹底する。

指 摘 事 項 ・ 内 容

(2) 書類関係について

① 令達番号簿の件名と補助金交付決定通知書が相違している事例が見受けられた。令和5年度の補助金交付決定通知書の件名を記載されているように思われる。

・令達番号簿

原 因

御所市文書取扱規程第26条の規定により、令達番号簿について、会計年度によるものを除き毎年、暦年によって一連番号を改めることとなっているところ、記載時に年度を錯誤したことによる。

改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

以後、令達番号簿等の記入に際しては、誤記入の起こらないよう記入時の確認の徹底し、加えて上席による確認を行い、事務処理の適正化を図っている。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(1) 書類関係について ① 起案文書が永年保存に対し、ファイルが差し替え保存となっている事例が見受けられた。 ・ 名柄郵便館庶務
原 因
郵便名柄館に関する書類が、永年保存とすべき書類と5年保存とすべき書類が混在しており、煩雑となっていたため。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
郵便名柄館に関する書類の登録について再確認を行い。登録情報等の整理を行った。

指 摘 事 項 ・ 内 容
(2) 郵便料について ① 郵便切手受払簿において、切手購入分の領収書（レシート）が貼付されていない事例が見受けられた。 ・ 空家バンク関係綴
原 因
切手購入を行った領収書を紛失した。
改善措置済 ・ 以後改善済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針
領収書の取扱いを慎重に行い、複数人での郵便受け払い簿のチェック体制を設けることとした。